

快適な生活環境を維持するために

～下水道未接続解消に取り組んでいます～

下水道は整備後3年以内の接続が義務！

公共下水道が整備され、処理場で汚水を処理することができる区域を「処理区域」といい、区域内の建築物所有者には次のことが義務づけられています。

- くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造する。
- し尿浄化槽は廃止して公共下水道に接続する。
- 生活排水を側溝等に流している場合はすみやかに排水設備を設置し、公共下水道に接続する。

下水道未接続の家庭に「接続推進員」がお伺いします

城里町では、接続推進員が家庭を訪問し、水洗化促進の取り組みを進めています。平成26年9月末現在、農業集落排水事業区域を含む未接続の1,292件を訪問し、うち88件の水洗化につながっています。

下水道工事は町の指定を受けた排水設備工事店に依頼しましょう

工事は定められた基準により正しく施工されなければなりません。このため、町では下水道工事店を指定しています。工事の相談や施工は必ず指定工事店へ依頼してください。

指定の排水設備工事店については、町のホームページをご覧ください。直接下水道課までお問い合わせください。

※町では特定の工事店を紹介することはありません。

～下水道接続工事のトラブル事例～

●無許可業者による無断接続

戸別訪問調査で無断接続の事例が発見されました。

この事例では、無許可事業者に工事を依頼したため、必要な届出がされていませんでした。無断接続が発見された場合、過去にさかのぼって使用料が請求され、最大5倍の過料が科されるおそれがあります。

●工事完了後の高額請求

下水道接続工事の契約は、指定を受けた排水設備工事店と依頼者の間で行っていただきます。工事後の請求額に関するトラブルを避けるため、工事発注の際には次のことにご注意ください。

- ・できるだけ複数の業者から見積りを取りましょう。
- ・工事内容や費用について、納得のいくまで説明を受けましょう。
- ・工事後の修理など、アフターサービスについても確認しましょう。

下水道接続までの流れ

- ①町が指定する工事店の中から施工する工事店を決めましょう。



- ②工事依頼（見積書・設計書を確認し、よく検討しましょう）



- ③工事開始（工事に関する手続きは工事店が代行します）



- ④工事完了（町の検査に合格したら、排水設備等の「工事検査証」を交付します）



- ⑤下水道の使用開始

公共下水道を使用し始めたら、下水道使用料を納めていただくようになります。これは、下水道施設を維持していくための費用にあてられます。

問合せ 下水道課（城里町役場分庁舎内） ☎029-288-7377